



阪神水道企業団公報

令和2年2月17日

第337号

毎月15日発行

目 次

◇管理規程◇

- 阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程
- 阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程

◇告 示◇

- 令和2年第1回阪神水道企業団議会定例会の招集

◇管 理 規 程◇

阪神水道企業団管理規程第1号

阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月5日

阪神水道企業団

企業長 谷 本 光 司

阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団財務規程（平成26年管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（固定資産の範囲）</p> <p>第96条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>(3) 投資その他の資産</p> <p>アからオまで 省略</p> <p>カ <u>長期性預金</u></p> <p>キ その他固定資産</p> <p>別表（第25条、第137条関係）</p> <p>勘定科目表</p>	<p>（固定資産の範囲）</p> <p>第96条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>(3) 投資その他の資産</p> <p>アからオまで 省略</p> <p>カ その他固定資産</p> <p>別表（第25条、第137条関係）</p> <p>勘定科目表</p>

資産勘定					資産勘定				
款	項	目	節	科目区分の説明	款	項	目	節	科目区分の説明
固定資産					固定資産				
	投資その他の資産					投資その他の資産			
		基金		(省略)			基金		(省略)
		長期未収金		(省略)			長期未収金		(省略)
		長期性預金		決算日の翌日から1年を超えて満期が到来する預金			その他投資		上記以外の投資の性質を有するもの
		その他投資		上記以外の投資の性質を有するもの			減価却累計額		(省略)
		減価却累計額		(省略)					

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
- 4 改正後の欄の表又は様式中太線で囲まれた部分を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

阪神水道企業団管理規程第2号

阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月12日

阪神水道企業団
企業長 谷 本 光 司

阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞違約金)</p> <p>第39条 契約の相手方の責に帰すべき事由によつて履行期限（期間）内に契約を履行しないときは、請負代金から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金を控除した額につき、延滞日数に応じ、<u>契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率</u>で計算した金額を延滞違約金として徴収する。</p> <p>2 及び 3 省略</p> <p>(<u>契約不適合責任</u>)</p> <p>第47条 第40条の規定により、工事の目的物の引渡しを受けた後に工事の目的物に<u>種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）</u>があることを発見したときは、その引渡しを受けた日又はか働の日から次の各号に掲げる期間内にその<u>契約不適合</u>の補修を求め又はその補修に代え若しくはその補修とともに損害の賠償を請求するものとする。</p> <p>(1)から(7)まで 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、企業長は、別に<u>契約不適合責任</u>を定めることができる。</p>	<p>(延滞違約金)</p> <p>第39条 契約の相手方の責に帰すべき事由によつて履行期限（期間）内に契約を履行しないときは、請負代金から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金を控除した額につき、延滞日数に応じ、<u>年5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）</u>で計算した金額を延滞違約金として徴収する。</p> <p>2 及び 3 省略</p> <p>(<u>かし担保</u>)</p> <p>第47条 第40条の規定により、工事の目的物の引渡しを受けた後に工事の目的物に<u>かし</u>があることを発見したときは、その引渡しを受けた日又はか働の日から次の各号に掲げる期間内にその<u>かし</u>の補修を求め又はその補修に代え若しくはその補修とともに損害の賠償を請求するものとする。</p> <p>(1)から(7)まで 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、企業長は、別に<u>かし担保</u>を定めることができる。た</p>

<p>る。ただし、<u>契約不適合</u>が請負人の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。</p> <p>(売却物件の保管責任等)</p> <p>第49条 企業団は、物件を売却した場合において、契約の相手方が指定期間内に契約の目的物を引きとらないときの保管の責及び引渡した目的物の<u>契約不適合責任</u>を負わないものとする。</p>	<p>だし、<u>かし</u>が請負人の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。</p> <p>(売却物件の保管責任等)</p> <p>第49条 企業団は、物件を売却した場合において、契約の相手方が指定期間内に契約の目的物を引きとらないときの保管の責及び引渡した目的物の<u>かし</u>についての<u>担保の責</u>を負わないものとする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に、締結された契約に係る延滞違約金については、改正後の阪神水道企業団契約規程第39条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

◇ 告 示 ◇

阪神水道企業団告示第1号

令和2年第1回阪神水道企業団議会定例会を令和2年2月21日阪神水道企業団議会議場に招集する。

令和2年2月14日

阪神水道企業団
企業長 谷 本 光 司